

(公印省略)
北九保地介第2427号
令和5年12月15日

各(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

令和6年度(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の
外部評価実施の免除に係る申請について(通知)

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第97条第8項等に規定する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価は、福岡県外部評価実施要領第3に基づき、要件を満たす場合は保険者から県に報告を行い、次年度の外部評価の実施を免除することができます。
つきましては、下記のとおり、令和6年度外部評価の実施の免除に係る申請の受付を行いますので、申請要件をご確認のうえ、期間内に申請を行ってください。

記

1 申請要件及び申請書類

外部評価の実施頻度を2年に1回とするための申請手続きについて(別紙1参照)

2 申請書受付期間

令和6年1月31日(水)まで(必着)

3 申請方法

郵送で提出してください。

【郵送先】〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局介護保険課施設サービス係

※封筒に朱書きで「外部評価の実施に係る申請書 在中」と記入してください。

4 決定・通知

令和6年3月末頃から隨時、福岡県介護保険課より申請事業所に通知を行う予定です。

5 同封書類

- ①(別紙1)外部評価の実施頻度を2年に1回とするための申請手続きについて
- ②(様式1)外部評価の実施に係る申請書
- ③外部評価の実施に係る申請書提出確認表

6 問い合わせ先

北九州市保健福祉局介護保険課施設サービス係 担当:松田、尼崎、古賀

TEL:093-582-2771 FAX:093-582-5033

外部評価の実施頻度を2年に1回とするための申請手続きについて

1 申請要件

5年間継続(注1)して外部評価を実施している事業所で

- ①自己評価・外部評価結果及び目標達成計画を保険者に提出していること。
- ②運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。
- ③運営推進会議に、市職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- ④自己評価・外部評価結果のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 及び7の実践状況(外部評価)が適切であること。

※(注1)継続年数に算入することができるのは、外部評価機関による評価を行った場合に限る。(運営推進会議を活用した評価は除く)

2 申請期間及び今後のスケジュール

① 申請から決定までのスケジュール

12月		翌1月	2月	3月～
申請受付開始	市町村等による審査	<u>1／31</u> <u>申請受付締切</u>	市町村等による審査結果を県に報告	県が該当事業所を決定し、該当事業所及び評価機関、市町村へ通知

②次年度以降の申請時期及び決定時期について

次年度以降について、申請時期や決定時期については基本的には本年と同様となる予定。

3 提出書類

- ①外部評価の実施に係る申請書(様式1)
- ②運営推進会議の開催及び出席者を証明するものとして、運営推進会議の開催日時及び出席者が記載されている会議録の該当ページの写し
※直近の過去1年間に開催した6回分
- ③外部評価実施に係る申請書提出確認表
- ④直近の外部評価(本市に提出がない場合)

<備考>

外部評価を実施し結果は確定しているが、まだ市へ提出していない場合は、今回提出してください。(すでに提出している事業所は不要です。)

- 提出書類：
- (1) 自己評価・外部評価結果報告書
 - (2) 目標達成計画
 - (3) 外部評価結果報告書送付状兼受理連絡票
(本市ホームページに様式掲載)

【主なQ&A】

Q1：運営推進会議（以下「会議」という）は「過去1年間」に6回以上が開催されている事が要件であるが、その起算日はいつか？

A1：当該事業者が本市に当該申請を行う日から遡って一年間と考える。

例) 申請日が令和5年11月1日であれば、過去1年間とは「令和4年11月1日～令和5年10月31日」の間で会議を6回開催している事が要件となる。

Q2：「外部評価を過去5年間継続して実施している事」についての起算方法は、具体的にはどのように考えれば良いか？

A2：①直近の5年間である事。（令和5、4、3、2、元年度）

②令和5年度の外部評価を実施する前でも申請して良い（その場合、調査（予定）日を申請書に記載すること。また、評価日から評価結果確定日まで日数がかかる事を踏まえ、評価結果確定日が年度内になるように留意すること）

例) 令和5年度外部評価実施済事業所の場合

令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度の外部評価結果を提出していることが要件

例) 令和5年度外部評価未実施事業所の場合

令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の外部評価結果の提出と令和5年度の調査予定日が必要

Q3：外部評価の実施が免除になった際、その後は5年間、毎年外部評価を受ける必要があるのか？

A3：申請要件を満たしているという前提であるが、外部評価の実施が免除となった年については、その後、当該制度の申請において「5年間継続して実施する」という要件を判断する際には、これ（免除年度）を実施したものとみなされる。（免除の次の年度は必ず実施する必要がある。）

例) ※全ての年において申請条件を満たしている場合

各年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	実施	実施	実施	実施	免除	実施	免除 (申請が必要)
	実施	実施	免除	実施	免除	必ず実施 (申請不可)	

Q4：「運営推進会議に、市職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること」とは、当該職員（業務）の都合により急遽欠席となった場合、要件を満たさなくなるのか？

A4：市職員又は地域包括支援センターの職員の出席について、出席の調整をしていたにも関わらず、当該職員の都合によりやむを得ず欠席となった場合、その旨を会議録に記載していれば要件を満たしているものとみなす。（案内や調整を行っていないものは不可。）